

方 募 入 決 定 の	發 行 方 法	發 用 振 替 法 の 適 用	の 法 律 及 び 條 項	發 行 の 根 拠	名 称 及 び 記 述	行 省 令 第 三 十 号 ）	平 成 二 十 四 年 二 月 十 四 日 三 月 八 日	財 務 省 告 示 第 八 十 二 号 ）
争市る参てをび回と入利振の以律社債一法会計に利付國庫債券（四十一年）～	入場も加、し利りい札回機用を受けるものとし、その規定	札特の者財た回競うへを競争に付して行われる。	別にご務後り争入札にによる発行（以下「利回り競争入札」の規定	利回り競争入札の規	利付國庫債券（四十一年）～	利付國庫債券（四十一年）～	利付國庫債券（四十一年）～	利付國庫債券（四十一年）～

七
イ
払
行 争 利 返 行 争 非 者 特 国
入 回 金 入 價 ・ 別 債
札 り 金 札 格 第 参 市
發 競 額 發 競 II 加 場

四 千 五 十 八 億 千 二 百 十 万 円
六 国 条 特 百 額 發 同 千 付 一 会 二 つ 定 う 額
十 債 の 別 六 面 行 法 八 国 項 計 億 い に ち 面
四 に 規 会 十 金 し 第 百 債 の に 二 て 基 、 金
億 つ 定 計 五 額 た 四 二 に 規 関 千 は づ 財 額
円 い に に 万 で 利 十 十 つ 定 す 二 、 き 政 で
て 基 関 円 千 付 七 九 い に る 百 額 發 法 三
、 づ す 六 国 条 億 て 基 法 三 面 行 第 千
額 き る 百 債 の 五 は づ 律 十 金 し 四 九
面 發 法 七 に 規 千 、 き 第 五 額 た 条 百
金 行 律 十 つ 定 九 額 發 四 万 で 利 第 九
額 し 第 三 い に 百 面 行 十 円 四 付 一 十
で た 四 億 て 基 万 金 し 六 、 百 国 項 五
三 利 十 千 は づ 円 額 た 条 特 九 債 の 億
百 付 七 八 、 き 、 で 利 第 別 十 に 規 円

六
イ
發
行 争 利 行 争 非 者 特 国 行 争 利
入 回 行 入 價 ・ 别 債 入 回
札 り 札 格 第 参 市 札 り
發 競 額 發 競 II 加 場 發 競

込 募 各 り い 各
み 限 国 当 も 申
の 度 債 て の 込
応 額 市 る か み
募 の 場 。 ら の
額 範 特 そ う
を 圏 別 の ち
割 内 参 応 応
り に 加 募 募
当 お 者 額 利
て い ご を 回
る て と 順 り
。 各 の 次 の
申 応 割 低

十 三 二	十 一	九 八	
	發		口
			振額最
の 経 利	發	替	低 行 争 非 者 特 国
払 過	行 行	額	入 價 ・ 別 債
込 利	価	單	札 格 第 參 市
み 子 率	格 日	位	金 發 競 II 加 場

(二)

住時額金にの口るに
者にへ額よに座も係發
又おたにりつにのる行
はいだ百算い記と所時
外てし分出て載し得に
国取、のしは又て税お
法得当二た、は振がい
人す該十金前記替源て
でる國を額記録口泉、
あ者債乗か(一)さ座徵そ
るがをじらのれ簿収の
場非發た當算る中さ利
合居行金該式ものれ子

(一) 年八額平す額の振 五 三百六十九億七千五百十二万円

む十式は 二錢面成るの記替 万 円

も号に、募・金二。整載法

のによ払入二額十数又の

と規り込決パ百四倍は規

す定算金定一円年の記定

るす出額のセに二金録に

るしに通ンつき十額はよ

期た加知トき十四に、る

日金えを百四よ最振

に額、受一日る低替

払を次け円も額口

い第のた五の面座

込二算者十と金簿

額面金額の総額× $\frac{22}{100} \times \frac{147}{365}$

二十九八七六
十十五十

十四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

初
期
利
子

平成財務大臣から通知を受けた者
本面成子、支年銀金六をそ払三行額十支の期月百三払日と二円年う以し十に三。前、日つ月六各及き二月支び百十間払九円日に期月属に二すお十るい日

規下は期た期平定、が金と成控得は出にす次そ銀額し二除税外しはる号の行を、十すの国た、期及翌休支次四る税法金前日び営業払の年こ率人額記に第業う算三とをがに(一)つ十日。式月が乗適当のい六にたに二でじ用該算て号支當だよ十きたを非式同に払たしり日る金受居にじ。おうる、算を。額け住よ。いへと支出支。る者りて以き払し払を所又算

額面金額× $\frac{2.2}{100} \times \frac{1}{2}$